

学童クラブへの配食サービスの導入について

区の学童クラブでは、学校休業期間中の児童の昼食について、各家庭で弁当を用意することを原則としています。現在、18か所の学童クラブにおいては、保護者有志が民間配食サービスを活用し、注文のとりまとめ等を行っていますが、導入に当たっての保護者負担が大きいいため、区による配食サービスの導入を求める要望が寄せられています。また、令和6年9月に、配食サービスに関する保護者の意向調査を実施したところ、区による配食サービスが導入された場合、「利用する」と回答した保護者が9割を超える状況となっています。

こうしたことを踏まえ、以下のとおり、区において配食サービスを導入することとしましたので、報告します。

1 配食サービスの概要

(1) 対象

区の学童クラブを利用する児童

(2) 実施時期

- 令和7年度夏季休業期間から開始し、順次、冬季休業期間、春季休業期間も実施する。
- 令和9年度まで実施することとし、10年度以降の実施については、利用状況やサービス内容等を踏まえて改めて検討する。

(3) 内容

- 希望する保護者は、区が指定する配食サービス提供事業者（1事業者）のアプリ等で、事業者へ直接注文、支払いを行う。
- 事業者は、注文に応じて各学童クラブに弁当を配送し、学童クラブ職員が弁当を受け取り、児童に配付する。

2 事業者の選定

- 区が指定する配食サービス提供事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- 選定に当たっては、リユース容器の使用など、環境配慮に関する評価項目を設定することとする。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年	12月	配食サービス提供事業者の公募開始
令和7年	3月	配食サービス提供事業者の決定
	7月	～ 事業開始